

積立定期預金等規定集

改定後（新）	改定前（旧）																																										
<p>19（利 息）</p> <p>(3) この預金を後記20(1)により満期日前に解約する場合および前記8により解約する場合、その利息は預入金額ごとに預入日（または継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について、次の利率により計算します。</p> <p>①パール期日指定定期預金</p> <p>次の預入期間に応じた利率（6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。</p> <table border="0"> <tr> <td>A. 6か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>B. 6か月以上1年未満</td> <td>2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>C. 1年以上1年6か月未満</td> <td>2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>D. 1年6か月以上2年未満</td> <td>2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>E. 2年以上2年6か月未満</td> <td>2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>F. 2年6か月以上3年未満</td> <td>2年以上利率×90%</td> </tr> </table> <p><u>ただしBからFについては、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。</u></p> <p>②スーパー定期</p> <p>3年ものスーパー定期以外のスーパー定期については、次の預入期間に応じた利率（6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。）により計算します。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次のCの利率により計算した利息額との差額を精算します。</p> <table border="0"> <tr> <td>A. 6か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>B. 6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>C. 1年以上3年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </table> <p><u>なお、B Cについては、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。</u></p> <p>3年ものスーパー定期については、次の預入期間に応じた利率（6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利</p>	A. 6か月未満	解約日における普通預金の利率	B. 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%	C. 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%	D. 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%	E. 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%	F. 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%	A. 6か月未満	解約日における普通預金の利率	B. 6か月以上1年未満	約定利率×50%	C. 1年以上3年未満	約定利率×70%	<p>19（利 息）</p> <p>(3) この預金を後記20(1)により満期日前に解約する場合および前記8により解約する場合、その利息は預入金額ごとに預入日（または継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について、次の利率により計算します。</p> <p>①パール期日指定定期預金</p> <p>次の預入期間に応じた利率（6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。</p> <table border="0"> <tr> <td>A. 6か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>B. 6か月以上1年未満</td> <td>2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>C. 1年以上1年6か月未満</td> <td>2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>D. 1年6か月以上2年未満</td> <td>2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>E. 2年以上2年6か月未満</td> <td>2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>F. 2年6か月以上3年未満</td> <td>2年以上利率×90%</td> </tr> </table> <p>②スーパー定期</p> <p>3年ものスーパー定期以外のスーパー定期については、次の預入期間に応じた利率（6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。）により計算します。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次のCの利率により計算した利息額との差額を精算します。</p> <table border="0"> <tr> <td>A. 6か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>B. 6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>C. 1年以上3年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </table> <p>3年ものスーパー定期については、次の預入期間に応じた利率（6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算します。</p> <table border="0"> <tr> <td>A. 6か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>B. 6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>C. 1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </table>	A. 6か月未満	解約日における普通預金の利率	B. 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%	C. 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%	D. 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%	E. 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%	F. 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%	A. 6か月未満	解約日における普通預金の利率	B. 6か月以上1年未満	約定利率×50%	C. 1年以上3年未満	約定利率×70%	A. 6か月未満	解約日における普通預金の利率	B. 6か月以上1年未満	約定利率×40%	C. 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
A. 6か月未満	解約日における普通預金の利率																																										
B. 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%																																										
C. 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%																																										
D. 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%																																										
E. 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%																																										
F. 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%																																										
A. 6か月未満	解約日における普通預金の利率																																										
B. 6か月以上1年未満	約定利率×50%																																										
C. 1年以上3年未満	約定利率×70%																																										
A. 6か月未満	解約日における普通預金の利率																																										
B. 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%																																										
C. 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%																																										
D. 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%																																										
E. 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%																																										
F. 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%																																										
A. 6か月未満	解約日における普通預金の利率																																										
B. 6か月以上1年未満	約定利率×50%																																										
C. 1年以上3年未満	約定利率×70%																																										
A. 6か月未満	解約日における普通預金の利率																																										
B. 6か月以上1年未満	約定利率×40%																																										
C. 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%																																										

の方法により計算します。

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

ただしBからFについては、解約日における普通預金の利率を下回らないものとしします。

③自由金利型定期預金

次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により計算します。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次のイの利率により計算した利息額との差額を清算します。

ア. 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式による利率は約定利率×10%を下限とします。）のうち、最も低い利率。

- A. 解約日における普通預金の利率
- B. 約定利率－（約定利率×30%）

$$C. \quad \text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日（または継続日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

イ. 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式による利率は約定利率×10%を下限とします。）のうち、いずれか低い利率。

- A. 約定利率－（約定利率×30%）

- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

③自由金利型定期預金

次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により計算します。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次のイの利率により計算した利息額との差額を清算します。

ア. 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式による利率は約定利率×10%を下限とします。）のうち、最も低い利率。

- A. 解約日における普通預金の利率
- B. 約定利率－（約定利率×30%）

$$C. \quad \text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日（または継続日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

イ. 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式による利率は約定利率×10%を下限とします。）のうち、いずれか低い利率。

- A. 約定利率－（約定利率×30%）

$$B. \quad \text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

$$B. \quad \text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、アイについては、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。

24 (利 息)

(4) この預金を後記25(1)により満期日前に解約する場合および前記8により解約する場合、その利息は預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について、各預入期間に応じて次の利率により計算します。

①パール期日指定定期預金

次の預入期間に応じた利率（6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

- | | |
|----------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| C. 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50% |
| D. 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| E. 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70% |
| F. 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |

ただしBからFについては、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。

②スーパー定期

次の預入期間に応じた利率（6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次のCの利率により計算した利息額との差額を清算します。

- | | |
|--------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C. 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |

24 (利 息)

(4) この預金を後記25(1)により満期日前に解約する場合および前記8により解約する場合、その利息は預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について、各預入期間に応じて次の利率により計算します。

①パール期日指定定期預金

次の預入期間に応じた利率（6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

- | | |
|----------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| C. 1年以上1年6か月未満 | 2年以上利率×50% |
| D. 1年6か月以上2年未満 | 2年以上利率×60% |
| E. 2年以上2年6か月未満 | 2年以上利率×70% |
| F. 2年6か月以上3年未満 | 2年以上利率×90% |

②スーパー定期

次の預入期間に応じた利率（6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次のCの利率により計算した利息額との差額を清算します。

- | | |
|--------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C. 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |

③自由金利型定期預金

次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって

なお、BCについては、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。

③自由金利型定期預金

次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次のイの利率により計算した利息額との差額を清算します。

ア．預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式による利率は約定利率×10%を下限とします。）のうち、最も低い利率。

A．解約日における普通預金の利率

B．約定利率－（約定利率×30%）

C． 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日（または継続日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

イ．預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式による利率は約定利率×10%を下限とします。）のうち、いずれか低い利率。

A．約定利率－（約定利率×30%）

B． 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、アイについては、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。

計算します。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次のイの利率により計算した利息額との差額を清算します。

ア．預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式による利率は約定利率×10%を下限とします。）のうち、最も低い利率。

A．解約日における普通預金の利率

B．約定利率－（約定利率×30%）

C． 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日（または継続日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

イ．預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式による利率は約定利率×10%を下限とします。）のうち、いずれか低い利率。

A．約定利率－（約定利率×30%）

B． 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

33（積立定期預金の利息）

(3) この預金を後記35(1)により満期日前に解約する場合および前記8により解約する場合、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は預入金額

33（積立定期預金の利息）

(3) この預金を後記35(1)により満期日前に解約する場合および前記8により解約する場合、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は預入金額

ごとにその預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について、各預入期間に応じて次の利率により計算し、この預金の積立定期預金とともに支払います。

①スーパー定期

次の預入期間に応じた利率（6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。

A. 預入日の3か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日为目标日とした場合

- a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満 預入日のこの預金の約定利率×50%
- c. 1年以上3年未満 預入日のこの預金の約定利率×70%

B. 預入日の3年後の応当日を目標日とした場合

- a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満 預入日のこの預金の約定利率×40%
- c. 1年以上1年6か月未満 預入日のこの預金の約定利率×50%
- d. 1年6か月以上2年未満 預入日のこの預金の約定利率×60%
- e. 2年以上2年6か月未満 預入日のこの預金の約定利率×70%
- f. 2年6か月以上3年未満 預入日のこの預金の約定利率×90%

C. 預入日の3年後の応当日の翌日から3年6か月後の前日までの日为目标日とした場合

- a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満 預入日における預入日の6か月後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%
- c. 1年以上2年未満 預入日における預入日の1年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%
- d. 2年以上3年未満 預入日における預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%
- e. 3年以上3年6か月未満 預入日における預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×

ごとにその預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について、各預入期間に応じて次の利率により計算し、この預金の積立定期預金とともに支払います。

①スーパー定期

次の預入期間に応じた利率（6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。

A. 預入日の3か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日为目标日とした場合

- a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満 預入日のこの預金の約定利率×50%
- c. 1年以上3年未満 預入日のこの預金の約定利率×70%

B. 預入日の3年後の応当日を目標日とした場合

- a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満 預入日のこの預金の約定利率×40%
- c. 1年以上1年6か月未満 預入日のこの預金の約定利率×50%
- d. 1年6か月以上2年未満 預入日のこの預金の約定利率×60%
- e. 2年以上2年6か月未満 預入日のこの預金の約定利率×70%
- f. 2年6か月以上3年未満 預入日のこの預金の約定利率×90%

C. 預入日の3年後の応当日の翌日から3年6か月後の前日までの日为目标日とした場合

- a. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b. 6か月以上1年未満 預入日における預入日の6か月後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%
- c. 1年以上2年未満 預入日における預入日の1年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%
- d. 2年以上3年未満 預入日における預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%
- e. 3年以上3年6か月未満 預入日における預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×

70%

ただし、前B、Cを複利型とした場合については、上記預入期間に応じた利率（6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算します。

なお、AからCについては、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。

②自由金利型定期預金

次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。

A. 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のa、bおよびc（bおよびcの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、cの算式による利率は約定利率×10%を下限とします。）のうち、最も低い利率。

- a. 解約日における普通預金の利率
- b. 約定利率－（約定利率×30%）

c.
$$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

基準利率とは、解約日にこの預金の元金を目標日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

B. 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のaおよびbの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、bの算式による利率は約定利率×10%を下限とします。）のうち、いずれか低い利率。

- a. 約定利率－（約定利率×30%）

b.
$$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、A Bについては、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。

70%

ただし、前B、Cを複利型とした場合については、上記預入期間に応じた利率（6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算します。

②自由金利型定期預金

次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。

A. 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のa、bおよびc（bおよびcの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、cの算式による利率は約定利率×10%を下限とします。）のうち、最も低い利率。

- a. 解約日における普通預金の利率
- b. 約定利率－（約定利率×30%）

c.
$$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を目標日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

B. 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のaおよびbの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、bの算式による利率は約定利率×10%を下限とします。）のうち、いずれか低い利率。

- a. 約定利率－（約定利率×30%）

b.
$$\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

34 (まとめ定期の利息)

(4) この預金を後記35(1)により満期日前に解約する場合および前記8により解約する場合、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)および次の預入期間に応じた利率により計算し、この預金のまとめ定期とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

①スーパー定期

次の預入期間に応じた利率(6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。

- A. 自動継続スーパー定期1年物、自動継続スーパー定期2年物の場合
- | | |
|--------------|----------------|
| a. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| c. 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |
- B. 自動継続スーパー定期3年物の場合
- | | |
|----------------|----------------|
| a. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| c. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| d. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| e. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| f. 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

ただし、前Bを複利型とした場合については、上記預入期間に応じた利率(6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法により計算します。

なお、A Bについては、解約日における普通預金の利率を下回らないもの
とします。

②自由金利型定期預金

次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。

- A. 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のa、bおよびc(bおよびcの算式により計算した利率の小数点第4位以

34 (まとめ定期の利息)

(4) この預金を後記35(1)により満期日前に解約する場合および前記8により解約する場合、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)および次の預入期間に応じた利率により計算し、この預金のまとめ定期とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

①スーパー定期

次の預入期間に応じた利率(6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。

- A. 自動継続スーパー定期1年物、自動継続スーパー定期2年物の場合
- | | |
|--------------|----------------|
| a. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| c. 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |
- B. 自動継続スーパー定期3年物の場合
- | | |
|----------------|----------------|
| a. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| b. 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| c. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| d. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| e. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| f. 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

ただし、前Bを複利型とした場合については、上記預入期間に応じた利率(6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法により計算します。

②自由金利型定期預金

次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。

- A. 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のa、bおよびc(bおよびcの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、cの算式による利率は約定利率×10%を下限とします。)のうち、最も低い利率。

下は切捨てます。ただし、cの算式による利率は約定利率×10%を下限とします。)のうち、最も低い利率。

- a. 解約日における普通預金の利率
- b. 約定利率－(約定利率×30%)

c. 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載の満期日(継続をしたときはその満期日)まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

- B. 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のaおよびbの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、bの算式による利率は、約定利率×10%を下限とします。)のうち、いずれか低い利率。

- a. 約定利率－(約定利率×30%)

b. 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、A Bについては、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。

- a. 解約日における普通預金の利率
- b. 約定利率－(約定利率×30%)

c. 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳記載の満期日(継続をしたときはその満期日)まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

- B. 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のaおよびbの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、bの算式による利率は、約定利率×10%を下限とします。)のうち、いずれか低い利率。

- a. 約定利率－(約定利率×30%)

b. 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$